（前のページより続き）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（**文部科学**八七）　四

〔**その他告示**〕

○株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事業所の所在地を変更する公示
（**財務・農林水産・経済産業**四）　六

〔**官庁報告**〕

国家試験

二千二十六年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告（人事院）　六

二千二十六年度税務職員採用試験公告（同）　七

水先人試験の施行（国土交通省）　七

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　七

特殊法人等

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示、公文書等の管理に関する沖縄振興開発金融公庫公示、企業年金基金変更、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇裁判所職員定員法の一部を改正する法律（法律第十四号）（法務省）

1　裁判官以外の裁判所の職員の員数を百二十六人減少する。（第二条関係）

2　この法律は、令和八年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。（附則関係）

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（法律第十五号）（金融庁）

第１　金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正

1　金融機関等の資本の増強に関する措置

⑴　金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を廃止して当分の間の措置とする。（第一条、第三条、第十五条、第二十六条、第三十四条の二関係）

⑵　協同組織金融機関等が国の資本参加の申込みをする場合に提出する経営強化計画等の記載事項である「責任ある経営体制の確立に関する事項」として、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任を明記する。（第四条、第十六条、第三十四条の三関係）

⑶　協同組織金融機関等が国の資本参加を受けるために発行した優先出資（第３の１において「公的優先出資」という。）について、資本金等の額を減少して消却をする場合には、引き続き債権者等の保護を図るための規定を適用しないこととする。（第八条の二関係）

⑷　主務大臣は、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、その必要な限度において、国の資本参加を受けた金融機関等に対して経営強化計画等の変更を命ずることができることとする。（第十一条、第二十一条、第三十二条、第三十四条の九関係）

⑸　大規模な災害又は感染症のまん延等に起因する地域の金融機能の維持に重大な影響を及ぼす事態として内閣総理大臣が指定するものの影響により、自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関等が国の資本参加の申込みをする場合には、経営強化計画等の記載事項の一部を不要とする等の特例を創設する。（第三十四条の九の二～第三十四条の九の十四関係）

2　金融機関等に対して預金保険機構が資金を交付する制度

⑴　主として業務を行っている地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサービスの提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして組織再編成等を含む措置を実施する金融機関等に対して預金保険機構が資金を交付する制度について、申請期限を令和十三年三月三十一日まで延長する。（第三十四条の十、第三十四条の二十関係）

⑵　組織再編成等を実施した日から一定の期間を経過していない金融機関等は、⑴の預金保険機構が資金を交付する制度に係る申請をすることができることとする。（第三十四条の十五関係）

⑶　金融機関等が共同で利用する情報処理システムの設計又は開発を実施する金融機関等に対して、当該金融機関等が提出する共同化措置実施計画に記載された措置の実施により業務の合理化及び収益性の向上が見込まれること、当該共同化措置実施計画に記載された方策が地域における経済の活性化のために適切なものであること等を要件として、預金保険機構が資金を交付する制度を創設する。（第三十四条の十六～第三十四条の二十関係）

3　その他

⑴　「金融組織再編成」及び「組織再編成等」の定義に、他の金融機関等からの交付による株式の取得による子会社化に限らず、金融機関等による他の金融機関等の株式の取得による子会社化を含める。（第二条、第三十四条の十関係）